

よくある質問

番号	質問	回答
1	現在妊娠中ですが、令和7年度に保育園等を利用したい場合、出産前でも入園申し込みはできますか。	出産前でも入園申し込みは可能です。 なお、入園申し込みの児童名は〇〇ベビー（〇〇は苗字）としてください。
2	令和7年度中に育児休業から復帰する予定です。保育園等には何月から入園できますか。	育児休業復帰日が、15日以前である場合は復帰月の前月から、16日以降である場合は復帰月から入園が可能です。 例：6月15日復帰→5月入園 6月16日復帰→6月入園 なお、3歳児～5歳児は、令和7年度中に育児休業から復帰される場合であっても、令和7年4月から入園が可能です。
3	父（母）が単身赴任等で別居しています。別居中の父（母）にも保育を必要とする事由や添付書類が必要ですか。	単身赴任等で別居中の保護者も事由や添付書類が必要です。別居中の保護者の方の保育を必要とする事由ごとに、必要な添付書類を添付して申し込みをお願いします。
4	入園申し込みをするにあたって、保育園等の見学はできますか。	保育園等の見学については、各施設へ直接お問い合わせください。
5	公立園と私立園で保育料は異なりますか。	保育料は、公立園、私立園による違いはありませんが、給食費（3歳児～5歳児）や保育料以外の諸費用は施設により異なります。詳しくは、保育料は「保育園等入園案内」P15～18をご覧ください。保育料以外の費用は各施設にお問い合わせいただくか、「保育園等案内・マップ」をご覧ください。
6	入園申し込みの結果はいつ頃分かりますか。	一斉申し込み受付期間内の入園申し込みをされた方には、12月下旬に入園調整の結果を郵送いたします（詳しくは「保育園等入園案内」P3をご覧ください。）。また、10月12日以降に期間外の入園申し込みされた方は、2月中旬以降を予定しています。なお、電話ではお答えいたしかねますので、予めご了承ください。
7	保育園等の入園は入園申し込みの先着順で決まりますか。	保育園等の入園調整は、入園申し込みの順番ではなく、保育の必要性が高い方から調整いたします。詳しくは「保育園等入園案内」P11～12の入園審査基準指数表をご覧ください。

8	入園申し込み後に、結婚（離婚）や、妊娠、転職等により、入園申し込み時から状況が変わりましたが、何か手続きは必要ですか。	入園申し込み後に状況が変わった場合は、内容により手続きが必要な場合がありますので、必ず保育幼稚園課（0748-69-2180）まで連絡をお願いします。
9	入園申し込みをしました が、取り下げることができますか。	入園申し込みを取り下げる場合は、取下届を提出してください。また、取り下げを決められた時点で保育幼稚園課（0748-69-2180）まで連絡をお願いします。なお、取下届を提出した場合、改めて入園申し込みをすることは出来ませんが、取下届の撤回は出来ません（期間外申し込みになります。） のでご注意ください。